ＪＡバンク利用者保護等管理方針

大阪市農業協同組合(以下「当組合」という)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ)の正当な利益の保護と利便の確保のために、以下の方針を定める。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行う。

１　当組合は、利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む)および情報提供を適切かつ十分に行う。

２　当組合は、利用者からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。

３　当組合は、利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

４　当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう、努める。

５　当組合は、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。

６　本方針の制定・改廃は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、理事会の議決による。

※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

附則

この方針は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。